

山形大学工学部被災学生支援基金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東日本大震災が原因で被災した山形大学工学部及び理工学研究科(工学系)(以下「本学部」という。)の学生に対し、経済支援を行うための基金を設けることに關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学部に、山形大学工学部被災学生支援基金(以下「基金」という。)を置く。

(事業)

第3条 基金は、本学部の教職員をはじめ広く学内外から寄附を募り、東日本大震災が原因で被災した本学部の学生に対し、別紙の事業計画に基づき授業料半額相当の額を返還不要の奨学金として支給する。ただし、授業料免除を受けた者を除く。

2 前項の支給に当たっては、被災状況及び保証人の収入状況に応じて順位付けを行い、支給対象範囲を決定する。

(運営費)

第4条 基金の運営は、基金に対する寄附金をもって充てる。

2 寄附金は、2年単位に募集し、次条第4項の見直しを経て、継続が必要と認められた場合は、更に2年単位で募集する。

(運営管理)

第5条 基金は、工学部長が管理する。

2 基金の運営管理に関する重要事項は、毎年運営会議及び寄附者に報告するものとする。

3 基金は、この規程によるもののほか、関係法令及び本学諸規則の定めるところにより管理するものとする。

4 基金の管理運営は、運営会議の議を経て、2年毎に見直す。

(事務)

第6条 基金の運営管理に係る事務は、工学部事務部において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月5日から施行する。

別紙

山形大学工学部被災学生支援基金事業計画

- 1 募金目標額 年間 1,500 万円 (267,900 円 × 53 人分)

- 2 支給対象範囲の決定
基金規程第 3 条の規定に基づき，
当該年度の授業料免除に該当した者を除く。ただし，前期又は後期の何れかの授業料免除該当者については，認定されなかった期を支給対象とする。
運営会議において，被害の状況に応じて順位付けを行う。

- 3 支給方法
募金の金額に応じて，順位上位の学生から授業料の半額相当額を支給（2 の但し書きに該当する学生は授業料の 1 / 4 相当額）する。
支給は，当該期の授業料免除判定結果を待って，半期毎に行う。
基金に残が生じたときは，次年度に繰り越す。第 5 条第 4 項の見直しの結果，次期も被災学生に継続して支援することとなった場合は，基金残を当該期に繰り越す。また，継続する必要がないとなった場合は，寄附者の了承を得た上で，寄附者に返金するか，一般学生の授業料納入困難者に対する奨学金に充てる。

- 4 寄附者に対する税の優遇処置
本寄附については，税法上の控除対象となるので，寄附者に対して確定申告時までに領収書を発行する。